

富士市小中連携・一貫教育基本方針

～ つながる学び ひろがる未来 ～

平成 30 年 3 月

富士市教育委員会

はじめに

近年、急速な情報化や技術革新、グローバル化の進展等により、社会環境は大きく変化しており、将来の予測が困難な時代となっています。

変化の激しい時代を生きる児童生徒には、自らの人生を切り拓き、様々な人々と協働していく力を身につけることが求められています。

児童生徒の未来を切り拓く力を育むために、これからの小・中学校は、相互理解を深めてさらなる円滑な接続を図り、義務教育9年間を一体として捉え、児童生徒の学びの連続性を保障し、一貫した教育の充実を図る必要があります。

また、従来からよく言われております知育・徳育・体育の調和の取れた育成は、学校だけで成し得るものではないことから、家庭や地域との連携を強化して、児童生徒の教育環境を充実させていくことが重要です。

このような中、本年度、本市では義務教育の接続の在り方について、富士市小中連携・一貫教育検討委員会において検討してまいりました。

そこで寄せられた意見等から検討した結果、これまでの小中連携の取組を生かした小中一貫教育の導入は、児童生徒の豊かな人間性の育成や確かな学力の保障、学校生活への適応を促すといった教育効果が期待できると判断し、この度、富士市小中連携・一貫教育基本方針を策定いたしました。

本市では、教育振興基本計画に掲げた「ふじの人」づくりの実現に向けて、「つながる学び ひろがる未来」を合言葉に、人と人との様々なつながりを通して児童生徒の学びの充実を図りつつ、学校と地域がともに発展していくことを目指します。

平成 30 年 3 月

富士市教育委員会
教育長 山田 幸男

目 次

1	全国的な小中一貫教育導入の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	富士市における教育の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	小中連携・一貫教育の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	小中連携・一貫教育により目指す成果・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	小中連携・一貫教育の取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	取組のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	富士市小中連携・一貫教育検討委員会名簿及び検討経過・・・・・・・・	12

1 全国的な小中一貫教育導入の背景

(1) 小中一貫教育の制度化

小中一貫教育は、自治体や学校での取組が 10 数年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が明らかになってきました。

こうした経緯を踏まえ、学校教育法が改正され、平成 28 年 4 月から義務教育学校*¹や小中一貫型小・中学校を設置できるようになりました。

文部科学省は、法改正に伴い、地域の実情等を踏まえた小中一貫教育を継続的、計画的に推進し、義務教育 9 年間の学びの連続性の質を高められるよう、「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」（平成 28 年 12 月）を示しました。

また、小中連携教育と小中一貫教育を以下のように定義しています。

○ 小中連携教育

小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

○ 小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

（出典「小中一貫教育等についての実態調査」平成 26 年度 文部科学省）

(2) 児童生徒の発達の早期化等に関わる現象への対応

6－3 制導入時（昭和 20 年代）と比べ、生活様式の変容等により、児童生徒の身体的発達の早期化をはじめとした様々な成長の段差が見られることから、学年の区切りを柔軟に変えて、指導方法の改善を図るなどの取組が必要となっています。

(3) 中学校進学後に不登校や問題行動等が急増する「中 1 ギャップ」への対応

中学校進学後に不登校や問題行動等の発生件数が急増する「中 1 ギャップ」への対応として、生徒が体験する段差に配慮し、小・中学校間の円滑な接続を図る教育課程の編成等の取組が必要となっています。

(4) 社会性育成機能強化の必要性と学校現場の課題の多様化と複雑化

三世帯世帯の減少、共働き世帯の増加、地域コミュニティの弱体化等により、対人関係における経験の不足から児童生徒の人と関わる力が弱くなり、社会性の育成機能を強化することが必要となっています。

一方、学校現場が抱える課題が多様化、複雑化し、一人一人の教職員の努力や学年・学校単位の努力では十分な対応が困難であるという認識が広がりつつあります。

*¹ 義務教育 9 年間の系統的な教育を目指す新しい学校の種類。自治体の条例により設置し、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育 9 年を前期 6 年と後期 3 年に区分し、小・中学校の学習指導要領を準用する。

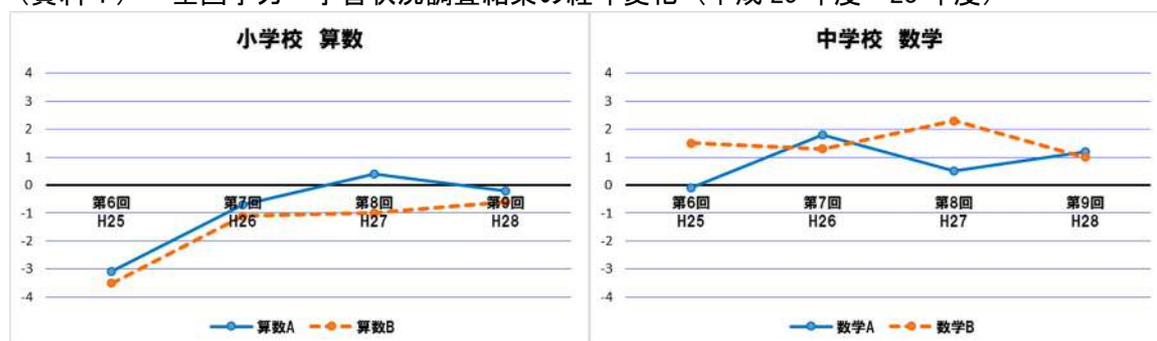
2 富士市における教育の現状と課題

(1) 学力について

本市の全国学力・学習状況調査の平均正答率を見ると、小・中学校ともに国語は全国平均に近い数値を維持しています。一方、小学校算数は全国平均に近づきつつあり、中学校数学は全国平均を若干上回っています。(資料1)

今後、継続して質の高い学力を保障していくには、小・中学校がそれぞれの学習内容のつながりを見通し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが重要であると考えます。

(資料1) 全国学力・学習状況調査結果の経年変化(平成25年度～28年度)



(富士市教育委員会「全国学力・学習状況調査結果(平成28年作成)」より)

(2) 不登校、問題行動等の発生について

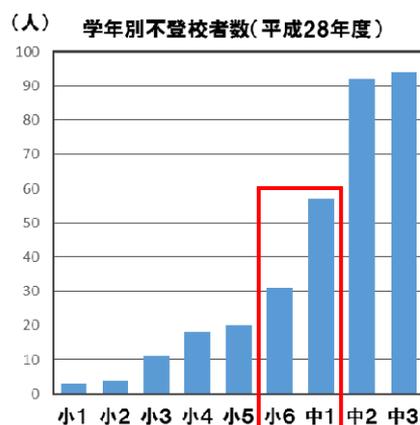
文部科学省の調査によると、中学校へ進学後に、不登校や問題行動等の発生件数が急増する「中1ギャップ」の状況が全国的に現れており、本市においても同様の傾向が認められます。(資料2)

その要因の一つには、複数の小学校から進学することによる新たな集団の形成や、部活動における異学年との関係等、これまでの人間関係が大きく変化することにより、生徒の心理的不安が増大すること等が考えられます。

小・中学校では、各学校間の接続を滑らかにするとともに、義務教育9年間を見通して児童生徒を継続的に支援していく必要があります。

(資料2) 児童生徒の不登校者数について

(富士市教育委員会「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成28年作成)」より)



(3) 地域の教育力について

本市では、各地区が地域独自の行事やボランティア活動を実施しています。行事等に多くの小・中学生が参加することにより、「住んでいる町が好きだ」、「育った地域を誇りに思う」といった郷土を愛する心が育まれています。(資料3)

また、本市では学校のふれあい協力員^{*2}の登録者数が順調に増加し、家庭や地域住民の教育活動への参画が定着しつつあります。

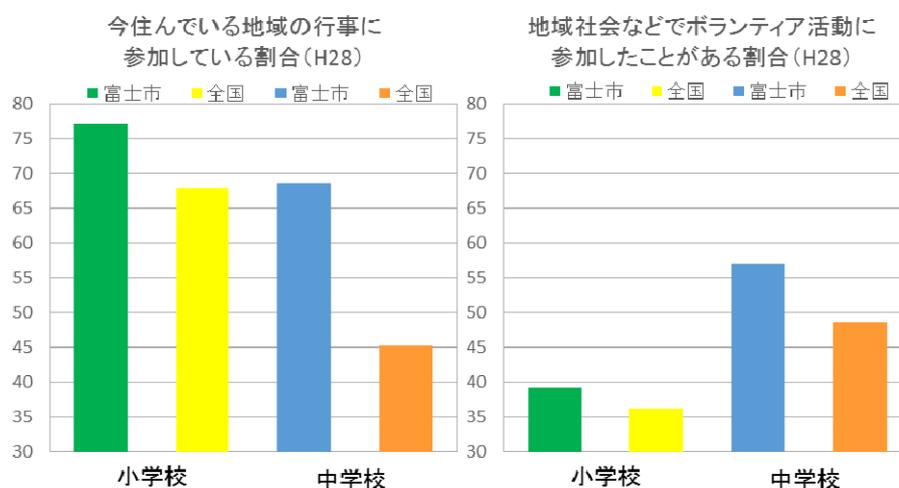
地域住民が多くの目で見守り関わることにより、児童生徒は安心して生活しながら、人間関係の大切さを学ぶことができます。

このように、児童生徒の健やかな成長には、地域社会の教育力に負うところが大きいと考えられます。

地域に根ざした特色ある教育活動を一層効果的に実施するためには、小・中学校が一体となって家庭や地域と連携し、義務教育期間を通して着実に児童生徒の社会性を育てていく必要があります。

加えて、「社会に開かれた教育課程」^{*3}を実現するためにも、教育目標等を地域住民と共有し、地域とともに歩む学校づくりを目指していくことが求められます。

(資料3) 児童生徒の地域活動への参加状況について



(富士市教育委員会「未来の富士市を生きる子どものために
～平成28年度全国学力・学習状況調査から考える～」より)

^{*2} 平成14年から始まった制度。本制度の趣旨に賛同した保護者や地域住民、組織(団体)等によって構成され、ボランティアとして自主的に参加する。ふれあい協力員は協力できる活動内容を事前に申し出て、各学校に登録する。

活動内容は、(1)学習活動に参加し、児童生徒の学びを支援すること、(2)校外学習や学校行事等に参加し、児童生徒の安全確保に協力すること、(3)校内内外の安全確保に協力すること、(4)運動場開放時、登下校時や休日等に児童生徒とふれ合ったり安全に見守ったりすること、の4項目が挙げられる。

^{*3} 新学習指導要領の実現を目指す基本的な理念。教育課程を介してよりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、児童生徒に求められる資質・能力を教育課程において明確化し、社会と共有・連携しながら教育課程を実施すること。(平成29年3月改訂、平成32年4月小学校施行、平成33年4月中学校施行)

3 小中連携・一貫教育の基本的な考え方

児童生徒の確かな学力*4の保障や発達の早期化への対応、中1ギャップ等、今日の児童生徒を取り巻く諸課題を解決し、教育の質を向上させていくことは、教育行政や学校現場に課せられた喫緊の課題です。

本市は、全国の自治体が小中一貫教育を導入している背景や、本市における教育の現状と課題を踏まえ、小中連携・一貫教育の推進が、これら諸課題を解決する重要な手法であると考えます。

今後、本市における小中連携・一貫教育について、以下の三本の柱を据えて推進していきます。

(1) 小中連携・一貫教育の三本の柱

【柱1】義務教育9年間を見通し、一貫した教育の充実を図ります。

～たて（小・中学校）の接続～

【柱2】学校・家庭・地域が協働し、地域で児童生徒を育てる学校づくりを進めます。

～よこ（学校と地域社会）の連携～

【柱3】各中学校区の地域に根ざした特色ある教育を進めます。

「たての接続」は、各中学校区において目指す児童生徒像を設定し、その具現化に向けて一貫した取組を実践し、義務教育9年間で中学校卒業時の目指す生徒の姿を見据えた教育を推進するものです。

「よこの連携」は、これまでの学校評議員やふれあい協力員に加え、まちづくり協議会*5等とのつながりを強化し、家庭や地域の学校教育への積極的な参画による、地域の教育力を生かした学校運営を進めるものです。

この「たての接続」と「よこの連携」を基軸として、各中学校区が地域に根ざした特色ある教育を進め、本市における教育の質の向上を目指します。

(2) 小中連携・一貫教育の位置づけ

富士市教育振興基本計画では、ふじの教育の基本目標を「学び合い 学び続ける『ふじの人』づくり」として、様々な施策を展開しています。

この目標は、「学び合い（一緒に学ぶこと）」・「学び続ける（一生学ぶこと）」を二つの基本方針とし、目指す市民像を、富士市民憲章の精神である「共助」・「環境」・「教養」・「健康」・「規律」を備えた「ふじの人」としています。

本市の小中連携・一貫教育は、教育振興基本計画で定めた「ふじの人」づくりに向けた方策の一つと位置づけます。

*4 基礎的・基本的な「知識や技能」に加え、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力等」を含めた幅広い学力

*5 平成26年度に市内26地区に設立された、住民主体のまちづくり活動を中心的に進めていく組織

4 小中連携・一貫教育により目指す成果

(1) 「人をつなぐこと」による豊かな人間性と社会性の育成

児童生徒が社会の形成者として自立するには、よりよい人間関係の築き方や、社会との関わり方を学習し、人や社会とつながる力を身に付けていく必要があります。

小・中学校では、義務教育9年間を通して児童生徒の発達段階に合わせた交流や集団活動を計画的・発展的に行い、身の回りの人や地域社会、年齢が異なる児童生徒と関わり合う経験を積み重ねることで、こうした力を育成していきます。

また、児童生徒の豊かな心・確かな学力・健やかな体の調和の取れた育成は、学校だけで成し得るものではありません。地域で育つ児童生徒は、保護者、地域住民等、多様な人々に見守られて成長していきます。

様々な人とのつながりを通して児童生徒の自己有用感^{*6}を高め、豊かな人間性や社会性が培われることを目指します。

(2) 「学びをつなぐこと」による学力の向上

義務教育期間を通して、学年が上がるにつれて、「授業がわかる」「勉強が好きだ」という割合が徐々に低下していく傾向にあることから、小・中学校の教職員は、義務教育9年間の連続性と系統性^{*7}を意識していく必要があります。

各学年の学習内容を確実に習得させ、上の学年へ「学びをつなぐこと」は、児童生徒の学ぶ意欲の低下を防ぐための有効な一方策であると考えられます。

小・中学校では、それぞれの学習指導要領に定められている各教科等の指導内容を互いに確認するとともに、無理のない指導計画の接続と学習内容の精選、重点化を図り、主体的・対話的で深い学び^{*8}の実現を目指します。

また、各学年の到達目標を明確化し、系統立てた学習指導を継続することにより、児童生徒に確かな学力が身につくことを目指します。

(3) 「学校をつなぐこと」による学校生活への適応の促進（「中1ギャップ」等の解消）

中学校区では、児童生徒の情報交換や引き継ぎ等を定期的に行って共有を図り、家庭状況等を含めて児童生徒への理解を深め、義務教育9年間を通して指導方法を共有し、心身の発達に応じたきめ細かな支援を行います。

*6 他者との関係の中で「自分が役に立っている」など、社会性の基礎となる自分の価値や存在意義を肯定する感覚や感情

*7 連続性は学習成果の積み上げ、系統性は学習内容のつながり

*8 「主体的な学び」は、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」は、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」は、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。（出典「新しい学習指導要領の考え方」文部科学省）

また、複数の小学校から進学する中学校区では、小学校同士が連携し、児童が交流する機会をもつことで人間関係を形成し、中学校進学への期待を膨らめて不安の解消につなげていきます。

これらの取組により、各学年段階における問題の未然防止や小・中学校の円滑な接続が図られることが期待できます。

また、特別支援教育においても小・中学校が組織的な連携を推進することにより、個別の支援に関するきめ細かな情報伝達が可能となります。

多様な教育的ニーズを把握し、児童生徒が過ごしやすい学習環境となるように継続的な配慮をしていくことが、学校生活への適応につながっていくものと考えます。

(4) 「教職員をつなぐこと」による資質向上

小・中学校の教職員が、義務教育9年間の連続した学びの実現に向けた意識改革を図ることにより、視野を広げ、資質向上を目指します。

小・中学校の教職員が互いに授業を参観し交流する中で、小・中学校それぞれの指導方法の良さを認識し、尊重することにより、児童生徒の成長を継続して支えていく意識が高まります。

また、育成したい資質・能力等を共有することにより、目の前にいる児童生徒の現学年の姿だけでなく、次の学年への進級や中学校卒業時点を見通した取組を促進することが期待できます。

(5) 「地域をつなぐこと」による地域の教育力の活性化

本市では、各地区に地域独自の伝統や文化があり、地域とのつながりを大切にす
る児童生徒が多いことは、本市ならではの特色といえます。

また、ふれあい協力員をはじめ、ボランティアとして学校づくりに協力する方々が年々増加し、保護者や地域住民の教育活動への参画が、児童生徒の健やかな成長には不可欠であるという意識が広まりつつあります。

このように、児童生徒への関わりをきっかけとして、住民同士のつながりがより一層深まり、地域の教育力が活性化することが期待できます。

さらに、小・中学校が一体となって家庭や地域と力を合わせながら教育活動の充実を目指すことにより、地域独自の魅力が高まり、地域コミュニティの維持や郷土の良さの再認識につながると考えます。

学校・家庭・地域が相互に連携・協力しつつ、社会総がかりで人づくりに取り組むことにより、本市が従来から大切にしてきた「学校縁」*⁹を深め、学校と地域がともに発展していくことを目指します。

*⁹ 平成18年5月に「ふじの未来の教育を考える懇談会」により提出された「魅力あるふじの学校をめざして」で取り上げられた言葉。「地縁」や「血縁」のように、学校や児童生徒を中心として作られる「地域の人の絆」を意味している。

5 小中連携・一貫教育の取組の概要

本市の小中連携・一貫教育は、義務教育9年間の連続性と系統性を強く意識した「つなぐ」教育活動を展開することにより、児童生徒の確かな「学び」と健やかな「育ち」を実現することを目的とします。

本市では、平成20年の学習指導要領改訂時から、小・中学校間の接続を意識して教職員の研修を推進し、各中学校区の主体的な小中連携の取組を進めています。

そのため、先行事例等も参考にするとともに、以下の取組を基本とし、これまでの成果を生かしつつ小・中学校の連携を深化させ、小中一貫教育への発展を目指します。

小・中学校の組み合わせは、現在の中学校区を原則とし、既存の学校施設による「施設分離型」を基本にして小中連携・一貫教育を推進します。

(1) 小中連携・一貫教育の推進体制づくり

中学校区の実情や児童生徒の実態に応じた小中連携・一貫教育を推進するため、各中学校区において連携推進のための組織を設置します。

(2) 目指す児童生徒像と学習内容の系統性を明記した教育課程

各中学校区において、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえた目指す児童生徒像を検討し、設定します。

また、小中一貫教育を先行実施する中学校区では、教育委員会事務局や他校からの支援・情報等を得て、学習内容の系統性を明記した教育課程を編成します。

これをひな形として、各中学校区において小中一貫教育の教育課程を編成し、各中学校区の児童生徒の実態や地域の特色を踏まえた取組を進めます。

(3) 児童生徒の交流

下級生が上級生に憧れや親近感を持ち、上級生は下級生に頼られることで自己有用感を高めることができるよう、児童生徒の交流活動を教育課程に位置づけて推進します。

(4) 教職員相互の研修

中学校区において、小・中学校の教職員が互いに授業を参観する機会を計画的に設定し、小・中学校それぞれにおける指導方法等の良さを尊重しながら学び合い、教職員の資質向上を図る研修を実施します。

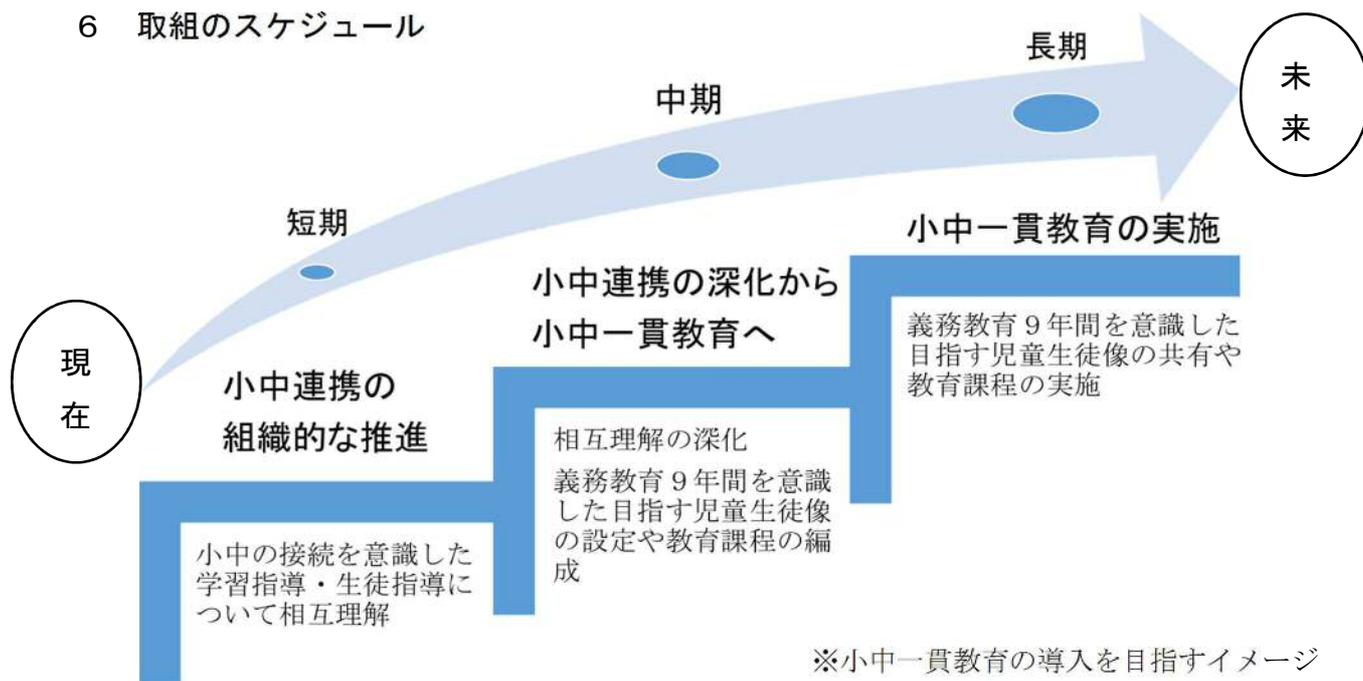
また、学習内容の系統性を小・中学校で確認し、円滑な接続を図るとともに小学校と中学校それぞれを意識した授業を実践します。

(5) 地域の教育力のネットワーク化

小中連携・一貫教育の取組を家庭や地域に発信するなど、学校と地域社会との信頼関係を高めていきます。

また、地域の人的なネットワークを広げて協力を得やすくするなど、地域と協働して児童生徒の成長を支えていく学校づくりを目指します。

6 取組のスケジュール



本市では、現在の中学校区を単位とした小中連携・一貫教育を推進します。そのため、各中学校区の地域の実情を踏まえ、短期・中期・長期で段階的に取組を進めていく必要があると考えています（短・中期の間隔は概ね3年を目安としています）。

(1) 短期の取組

① 全ての学校における共通の取組

ア 中学校区の主体的な連携の推進

各中学校区における小中連携を継続的、計画的に推進していくためには、学校間を「つなぐ」役割が非常に重要になります。

そこで、各学校は、校内の組織体制に、学校間の連絡調整等を担う（仮称）「連携推進員」を位置づけます。

また、「小中連絡会」等の既存の組織を活用し、中学校区の連携組織（仮称）「小中連携推進会」を新たに設置します。

各学校は、積極的な情報交換や交流等様々な取組を通して、小・中学校のさらなる円滑な接続を図ります。

イ 家庭・地域の教育力の活用

本市が目指す小中連携・一貫教育の実現には、「たての接続」はもちろんのこと、「よこの連携」を強く意識して、各中学校区が地域に根ざした特色ある教育を進めていくことが望ましいと考えています。

そのため、各学校は、中学校区における連携の取組を家庭や地域に積極的に発信し、周知を図ります。

また、まちづくり協議会等との連携を強化し、中学校区における児童生徒の交流や行事等において家庭や地域の教育力を活用し、地域と協働して児童生徒の成長を支えていく学校づくりを目指します。

さらに、学校運営について、学校が保護者や地域住民と課題を共有しながら意見を交換し合い、地域住民の参画により教育活動を展開する「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール^{*10}の拡充を図ります。

ウ 小・中学校の交流人事の推進

本市は小・中学校の教職員の交流人事を推進し、小・中学校両方の経験を有する教職員を育成することにより、小・中学校の相互理解を促進し、児童生徒の成長を9年間にわたって継続的に支える教職員の指導力の向上を図ります。

② 小中一貫教育の先行実施校指定

ア 先行実施校の指定と取組の検証

本市では、将来的に全ての小・中学校において小中一貫教育を導入することを目指しています。

どのような取組が最大限の成果を挙げることができるかを検証していくため、教育委員会は小中一貫教育を先行して取り組む中学校区を指定します。

先行実施する中学校区の小・中学校では、これまでの連携の成果を発展させ、義務教育最終学年の生徒の姿（目指す児童生徒像）を共有し、9年間を見通した教育課程を編成します。

イ 教育委員会の役割（小中一貫教育先行実施校への支援）

教育委員会は、先行実施する中学校区の教職員と課題を共有するとともに、教育目標や教育課程の編成等に携わり、人的な配慮等の積極的な支援により、小中一貫教育の円滑な導入を目指します。

^{*10} 学校運営協議会を置く学校をいう。学校や保護者、地域の方々が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることにより、ともに協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていく「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた制度である。
コミュニティ・スクールの設置は、平成29年4月より努力義務となった。

(2) 中期の取組

先行実施校は、小中一貫教育をスタートします。

先行実施校以外の小・中学校は、これまで推進してきた小中連携の成果と課題を検証し、小中一貫教育に発展させることができる取組を検討します。

また、先行実施校の取組をもとに9年間を見通した教育課程の編成に着手し、小・中学校の年間計画をすり合わせていきます。

各中学校区では、(仮称)「小中連携推進会」にいくつかの部会等を設けて、小中一貫教育の導入に向けた準備を分担して進めていくことが考えられます。

《参考》 小中連携教育から小中一貫教育へ発展していく取組のイメージ (例)

	小中連携教育の取組		小中一貫教育の取組
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業交流（出前授業、小・中学校の教員によるチームティーチング） ・ 授業公開や合同研修会（年1～2回） ・ 学力の実態把握（各学校） ・ 交流等の実施 ・ 小学校における教科担任制の段階的な導入 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育課程の編成 ・ 授業交流（乗り入れ授業等） ・ 授業公開や合同研修会（定期） ・ 学力の実態把握（中学校区） ・ 交流等の計画的な実施 ・ 家庭学習、学習規律等の段階的かつ系統的な指導
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導及び特別支援教育における、児童生徒の情報共有・引き継ぎ (年1～2回) ・ 小中合同ケース会議等の実施 (年1～2回) 	➔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導及び特別支援教育における、児童生徒の情報共有・引き継ぎ (定期) ・ 小中合同ケース会議等の実施 (定期)
行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事見学（体育祭・文化祭等） ・ 児童会、生徒会の交流（年1～2回） (挨拶運動・防災訓練等) ・ 部活動の交流（小学生の見学） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事交流（体育祭・文化祭等） ・ 児童会・生徒会の交流（定期） (挨拶運動・防災訓練等) ・ 部活動の交流（小学生の体験等）
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の学校教育目標の把握 ・ PTAや地区まちづくり協議会等との連携・協働 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校区での目指す児童生徒像の共有 ・ 中学校区での学校運営協議会の研究

(3) 長期の取組

① 全中学校区が地域と一体となった小中一貫教育を導入します。

全中学校区において、教育課題を地域住民と共有し、目指す児童生徒像の実現に向けて、地域と一体となった小中一貫教育の導入を目指します。

そのため、各中学校区では小中一貫教育の取組を地域に向けて発信するとともに、他の中学校区における成果や課題も共有して取組の充実を図ります。

将来的には、小中一貫教育の導入を契機に地域の人材や資源をさらに効果的に活用することで、児童生徒一人一人の学びが充実し、教職員の多忙化解消にまでつながる可能性があります。

各中学校区では、児童生徒への負担にも配慮しつつ、小・中学校間の「たての接続」と「よこの連携」を推進し、その成果が学校・家庭・地域で共有できる小中一貫教育を目指します。

② 既存の学校施設を生かした取組を進めます。

本市の小・中学校は、昭和 40 年代に児童生徒の急増に合わせて建築した校舎が多く、将来、同時期に改築を迎えることとなります。

しかし、本市における公共施設全体を維持・更新していくための財源確保は、難しくなってくるものと予想されます。

このことから、「富士市公共施設マネジメント基本方針^{*11}」や「富士市公共施設再編計画^{*12}」により施設の長寿命化を図り、適正規模・適正配置を検討していくこととしています。

本市は、中学校区の実情に応じて、地域に根ざした特色ある小中一貫教育の導入を目指しているため、学校施設についても様々な形態による一貫教育が展開されることが考えられます。

このことから、当面は、既存の小・中学校の校舎を利用した「施設分離型」による小中一貫教育の導入を進めていきます。

ただし、改築時には、教育的な効果や地域の実態を踏まえ、小・中学校の校舎を一体的に整備する「施設一体型」について検討していくことも想定しています。

*11 本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な指針として策定された。地方における行動計画である「公共施設等総合管理計画」に相当するものとして位置づけられている（平成 27 年 4 月策定）。

*12 本市が中長期的な視点で、効果的かつ効率的に公共施設の整備、管理運営を行っていくための基本的な考え方を示すもの。（平成 28 年 9 月策定）

富士市小中連携・一貫教育検討委員会委員名簿及び検討経過

※役職は平成 29 年度

	委員名	区分	課・役職	備考
1	武井 敦史	学識経験者	静岡大学大学院教育学研究科 教授	委員長
2	神尾 昌孝	学識経験者	一般社団法人富士教育会館 館長	副委員長
3	鈴木いずみ	教育関係者	富士市公立学校校長会(小学校)	
4	山田 雅彦	教育関係者	富士市公立学校校長会(中学校)	
5	清 淳也	P T A代表	富士市P T A連絡協議会 副会長	
6	保科 朗子	P T A代表	富士市P T A連絡協議会 副会長	
7	斎藤 臣弘	地域住民代表	富士市町内会連合会 副会長	
8	高橋 尚子	地域住民代表	吉原第三中学校 学校評議員、原田小学校 ふれあい協力員	
9	土屋 悦美	地域住民代表	富士市立高等学校学校運営協議会 委員	

会議等	日時・会場	協議内容等
第1回 検討委員会	平成 29 年 6 月 6 日(火) 18:30~20:15 市庁舎 8 階 政策会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱状及び辞令書交付 ・設置要領説明 ・自己紹介 ・委員長、副委員長選出 ・小中一貫教育の導入の背景等について ・意見交換
第2回 検討委員会	平成 29 年 7 月 4 日(火) 18:30~20:15 消防防災庁舎 3 階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録承認 ・小中連携・一貫教育基本方針(素案)についての審議・意見交換
第3回 検討委員会	平成 29 年 8 月 1 日(火) 18:30~20:15 消防防災庁舎 3 階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録承認 ・小中連携・一貫教育基本方針(素案)についての審議・意見交換
第4回 検討委員会	平成 29 年 9 月 11 日(月) 18:30~20:15 消防防災庁舎 3 階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録承認 ・小中連携・一貫教育基本方針(案)についての審議・意見交換
第5回 検討委員会	平成 29 年 10 月 10 日(火) 18:30~20:15 消防防災庁舎 3 階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録承認 ・小中連携・一貫教育基本方針(案)についての審議・意見交換
	平成 29 年 12 月 15 日(金) ～ 平成 30 年 1 月 15 日(火)	パブリックコメント実施
第6回 検討委員会	平成 30 年 1 月 17 日(水) 18:30~20:20 消防防災庁舎 3 階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録承認 ・パブリックコメントの回答について ・最終案について意見交換 ・教育委員会へ最終案提出

